

## 三田市地域自立支援協議会について

### 1 目的

三田市では、障害者が主体的にサービスを選択しながら生活し、あらゆる機会に参画できる地域社会の実現を基本理念としています。

地域自立支援協議会は、関係機関が連携を図ることにより、地域における障害者の支援に関する課題等について情報共有し、実情に応じた体制の整備について協議を行う場として平成19年度から設置しています。

### 2 役割

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制を整備することについての協議。
- 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整。
- 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議。
- 地域の社会資源の開発、改善。
- その他、目的達成に向けて必要な事項。

### 3 委員について

委員は、地域における障害者福祉に携わる者及び学識経験者・医師で構成し、任期は2年とします。(次期委員の任期は、令和9年度6月末日(2027.6.30)までとなります)。

【構成委員】

医療関係	学識経験者	障害者団体
福祉サービス事業所	教育関係	雇用関係

### 4 協議会の運営

委員の互選により、会長、副会長を選任し、会長の召集により代表者会を開催します。また、協議会の運営上必要がある場合は、委員以外の者を出席させ、説明や意見を求めることもできます

部会について構成員や部会長は会長が指名します。部会については部会長が召集します。

### 5 組織の構成

自立支援協議会は、代表者会と部会、事務局会議、4つの連絡会で構成されます。

名称	メンバー	開催	役割
代表者会	関係機関の代表者	年1、2回	地域の現状課題の共有 協議会全体の協議
部会	関係機関の実務者	議題があるときに開催	専門分野ごとの議論 課題解決のための施策提案

事務局会議	基幹相談支援センター・障害者生活支援センター・障害者就業支援センター・精神障害者支援センター	毎月1回	課題整理、テーマ設定
地域移行関係者連絡会	精神科病院、障害者入所施設、相談支援事業所等	2カ月に1回	地域移行を遂行するネットワークづくり
相談支援事業所連絡会	相談支援事業所	1カ月に1回	相談支援専門員の資質向上
ヘルパー事業者連絡会	ヘルパー事業所	1カ月に1回	ヘルパーの資質向上
医療的ケア児等支援連絡会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関	1カ月に1回程度	医療的ケア児等が地域において安心して生活を営むことができるように地域課題を協議

※課題の具体的な検討や課題の具体的な検討や事業推進のため、別途、プロジェクトを、実施することもあります。